

平成 30 年度 第 4 回鏡川清流保全審議会 会議録（要旨）

◇日時 平成 31 年 2 月 20 日（水） 9 : 30 から 11 : 00 まで

◇場所 高知市たかじょう庁舎 6 階会議室

◇出席者

〔委員〕 兼松方彦会長， 關伸吾職務代理者， 黒笹慈幾委員， 奥村栄朗委員， 中嶋澄恵委員，
堀澤栄委員， 松浦秀俊委員， 吉富慎作委員
（代理委員＝片岡榮彦代理委員（高橋徹委員）， 森下正夫代理委員（高橋英雄委員））
－以上， 委員 10 名出席で審議会成立－
（欠席委員＝玉里恵美子委員， 森下信夫委員）

〔事務局〕 宮村環境部長， 児玉環境政策課長， 高橋環境政策課長補佐，
山中自然保護担当係長， 依光主任， 山本主査補， 宮本主査補

〔業務受託者〕（株）西日本科学技術研究所 押岡・濱口・松熊（計 3 名）

◇議題 ①鏡川清流保全区域指定に係る提言について

【審議事項】

1 鏡川清流保全区域指定に係る提言について

【質疑応答】

1 鏡川清流保全区域指定に係る提言について

<審議報告・提言 P 1 >

審議委員：水遊びという表現を川遊びという包括的な表現に変えてもらいたい。

<審議報告・提言 P 1, 2 >

審議委員：鏡川清流保全条例の改正は市政の中でどれくらい重要なのか。もう少しブラフをかけるかたちにしてもらいたい。手交の際に会長から口頭で市政の重要なところに位置付けてもらいたい旨を言っていただいてもいいのではないか。

審議会の開催状況に，勉強会の開催状況も付け加えてもらいたい。

<審議報告・提言 P 5 >

審議委員：景観形成区域の将来イメージを地区名を出さず，A，Bのように一般化したのはなぜか。

⇒地域住民の心情も考慮した上で変更した。（事務局）

⇒これは，議論をしていく中で変わるべきものであって，あまり固定化しすぎるのもよくないということで配慮したもの。（審議委員）

<参考資料②・③>

審議委員：自然環境保全区域候補地の②吉原溪谷の範囲に鏡川 20 景に選定されている明神の滝が含まれていないが，なにか意図があるのか。

⇒提言書の手交までに事務局で改めて確認を行い、明神の滝を候補地に含めるか検討を行う。(事務局)

<参考資料②・③>

審議委員：自然環境保全区域候補地の㊸鏡地区の石灰岩地植生の区域の範囲は、近々、山を所有する業者が採掘のために開発する計画があると聞いている。このまま、区域指定を行うのか。

⇒鉱業権のことについては、環境政策課へも情報が入っている。現状では、特定植物群落の範囲の区域指定を考えている。(事務局)

⇒鉱業権の設定範囲と特定植物群落の範囲の重なり具合についての確認をお願いする。区域指定がされたにもかかわらず開発が進んでしまっただけでは、この条例は有効でないという評価につながってしまうので、採掘権の継続等を含めどうしていくのかという議論が必要。(審議委員)

<参考資料⑤>

審議委員：環境配慮指針の事業段階③施工、④管理の部分に在来種を意識するような文言を書いてももらいたい。

⇒事務局でも緑化ということについて検討したが、在来種の緑化シートが見つからなかったこともあり、躊躇し、在来種の旨を記載していない。もう一度、検討と相談をさせていただきたい。(事務局)

<手交当日・広報>

審議委員：提言書手交の際のマスコミへの投げ掛けはどうするのか。

⇒マスコミへの周知を行う。市政記者には別途投げ掛けを考えている。(事務局)

<今後の進行・感想>

審議委員：様々な審議会、委員会があると思うが、鏡川清流保全審議会の在り方をモデルに進めていただきたい。このことを手交の際に会長から口頭で市長に伝えてもらいたい。

審議委員：鏡川での取組が成功すれば、流域の小都市と中山間地域とが生き残っていくためのモデルになる。鏡川での見本を、高知県全域に広げていくことは非常に重要。

審議委員：鏡川環境保全の会からの七つの提言の内容は、進展が見られない。川的环境は年々変わっているので、条例改正後、年1回は審議会で視察、経過観察等を行ってはどうか。

審議委員：庁内や県との情報共有や連携をしていく必要があるのですが、そこを重要視していただければ、いろいろなところが上手くいくのではないかと。

審議委員：今後、審議会での検討の際には、河川管理者、横断構造物の管理者を巻き込んで、議論していくことが大事。こういったことができれば、鏡川環境保全の会の提言もかたちになるのではないかと。

審議委員：高知市民憲章に鏡川に関する最上位の概念があるという意識を持っていただき、政策に反映していただきたい。次年度は、子どもや大人にどうメッセージを発信させるかということに意識を向けていってほしい。

審議委員：条例改正には膨大な業務量が発生するだろう。完璧でなくてもある程度かたちになったところで進めて直すというスタンス、動かしながら変化させるという体制を持ってほしい。ただし、庁内体制は確立させること。

現場へ行ったりして、情報や言葉の共有を確実にして、進めていてほしい。